

元号



新年号は天皇の ご即位後に発表を

神政連レポート

こころ N°・二〇六

▼三十年の佳節に

▼「国家」を丁寧に語り行動したい

▼神政連国會議員懇談会総会・
平成三十年中央委員会を開催

▼神政連が取り組む課題

开



Shinto Association of
Spiritual leadership

三十年の佳節に

思いの継承

毎年の恒例で、八月十五日の靖國神社の長蛇の列に加わって参拝して来た。

全く自慢出来る話

しではないのだが小職の奉仕する神奈川は全国で唯一、護国神社が存在しない県なのである。詳述は避けるが理由は明らかで、靖國神社に近いという事で設置が最後になつた事、完成間近の段階で空襲により全焼失してしまつた事が主な原因である。

故に戦歿者慰靈の中心施設が無い事の悲哀を永年味わつてきた。僅かに、県立の慰靈堂に於ける各宗教合同の慰靈行事が頼みとなつていただが、老朽化や遺族の高齢化に伴う安全配慮を理由にして、県知事や各首長参列の式典が慰靈堂から離れ、来年からは完全無宗教



神道政治連盟副会長
石川 正人

化となつたのである。県や市町村の英靈に対する不遜・無理解ここに極まれりと言つたところだが、保守系の議員諸兄も特段大きな反論も無くこの流れに抗う事をしないでいる。戦後七十余年、遺族自身の遺族意識の希薄化も進み、まさに英靈祭祀のあり方が強く問われるこの時代にあつて、平成の御代があと半年余で終わるうとしている。神奈川の事だけではないと思う。各県にある護国神社が中心となつて神社界全体に与えられた使命を、英靈達が命がけで思いを寄せた國や家族への心情を何としても次の時代に継承していかなければならぬ。護國神社の無い県にあつて、ぎりぎりの思いに心が動くばかりである。

憲法改正の正念場

憲法改正に向け、衆参両院の改憲勢力が三分の一を越え、昨年五月三日の安倍総理声明を受けて、改正論議が昂まりを見せ、怒濤の如く国会発議・国民投票へ

と動き出すと思ひきや、「森友・加計」や「官僚不正」といった些末な問題に野党やメディアも上手に乗つかつて暫し停滞の感が免れない。とは言え、九月に実施の自民党総裁選挙で安倍三選となれば局面は一気に動き出すと見ていい。そのため、今のうちに国民投票に向けての地盤固めが必須の作業である。具体的には、全国二八九の小選挙区に国民投票連絡会議を組織し、搖ぎ無い体制を構築する事である。出来れば秋までに全ての組織作りを完遂したい。全国津々浦々の神社挙げてこれに協力し、国民投票前には護憲派が歯噛みして悔しがる状態にしたいのである。更に言えば、この組織による地域のネットワーク作りは必ずや明年四月の統一地方選挙や大勝負となる夏の参議院選挙に大きな力となる事だろう。早急にこの連絡会議の中心的役割を果たして戴ければと考へている。

災禍を乗り越える力

この稿を書き進めるうちにも各地の豪雨被害の悲惨な情報が次々と入つて来る。多くの犠牲者の御靈の御平安を祈り被災者にお見舞いを申し上げたい。

平成の大御代は、穏やかで豊かな時代であったと大掴

みでは感ずるが、思えば自然災害に立ち向かつた三十年でもあった。近い記憶の中でも阪神淡路、新潟中越、東日本、熊本大分等を襲つた大規模地震や雲仙普賢岳、御嶽山等の噴火、両手に余る豪雨災害の数々等、我が国の立地から生ずる宿命とも言えるだろう。

そんな国土環境の下で、大自然の恵みへの感謝と畏怖心を内包しながら、静かに国民文化を形成し災禍ある時には地域の人々が利己に走らず互いに労り合つてこれを乗り越えようとしている様は正に日本が世界に誇る美德であるだろう。

そして、この行為の背景には常に私達の心の安寧に力を与えて下さる天皇皇后両陛下の大きな御存在が厳然としてある。常に私達を励まし、勞い、鎮魂と再生への祈りを捧げて下さる御存在があればこそ、私達は前を向く事が出来る。如何なる災禍をも乗り越えられるのだと思う。これは、どんな偉い政治家が言葉を尽くしても真似の出来ぬ事であり真に我が国の底力であるのだ。

そして、この平成の大御代が間も無く終わろうとしている。私達は神社界挙げて、この御即位以来三十年の御事績に感謝を捧げると共に奉祝氣運を盛り上げて輝かしき次なる大御代の訪れを万感の思いを込めて迎えよう。

新元号は天皇のご即位後に発表を

国土総合研究所 特任教授 神道政治連盟政策委員 百地 章

報道によると、御代替りに伴う新元号の事前公表について、各省庁連絡会議では、新元号が、御代替りの「一か月前（四月一日）」に公表されることを想定して準備しているという。

「国民生活に支障が生じないように」との理由によるもので、このような配慮は良く理解できる。しかしながら、これまでの議論を振り返ると、まず「事前公表ありき」の感がぬぐえない。「元号の本来の意味」や「皇室の伝統」を無視した「便宜主義」が先行していないうだろうか。

元号の歴史と意義

飛鳥時代の「大化」から始まつたわが国の元号は、歴史的・伝統的に、常に天皇によって制定されてきた。つまり、不文法時代から一貫して「天皇の元号」として、天皇に元号制定権が認められていた。

「元号ヲ改ム」、第三条では、「元号ハ詔書ヲ以テ之ヲ公布ス」と定められた。すなわち、「践祚の後」「直ちに天皇が改元を行う」ことが明記されたわけである。これによつて、これまでのようない「踰年改元」（即位の翌年以降の改元）はなくなり、即位の後、直ちに新元号が制定されることになった。そして、天皇が「崩御」されるまで同じ年号を使用することになった。

「元号法」の制定と平成の改元

ところが、戦後、GHQの圧力の下に憲法が改正されると、天皇の元号制定権を定めた旧「皇室典範」と「登極令」が失効してしまつ。その結果、元号は法的根拠を失い、政府も「事実たる慣習」にとどまる、と説明するようになつた。

そのため、このままでは「元号が危ない」、「昭和の後も元号が続くように、元号に法的根拠を」という声が、全国から沸き上がつてきつた。「元号法制化」を目指す都道府県民会議が各地で結成され、全国に、青年キャラバン隊が繰り出されることになつた。そして、全国各自治体から「元号法制化」

この天皇による元号制定権のことを、日本法制史の大業である瀧川政次郎博士は、「元号大権」と呼んでいる（『元号考証』）。

明治時代になると、天皇の元号制定権が成文化されることになった。先ず定められたのが明治元年の「行政官布告」による「一世一元」の制である。これによつて、従来、同じ天皇の治世下で度々改元されることのあつた元号が、「御代替り」に限定されることとなつた。

次に、明治二十二年の「皇室典範」では、「一世一元」の制が具体化され、「践祚ノ後元号ヲ建テ一世ノ間ニ再ヒ改メサルコト明治元年ノ定制ニ從フ」（十二条）とあるように、元号が制定されるのは、「践祚（即位）の後」であることが、明記された。

さらに、詳細な手続きを定めた明治四十二年の「登極令」では、第一条一項で「天皇践祚ノ後ハ直チニ

を要望する議決が次々と上がるようになった。

このような元号の法制化を求める国民の強い要望に応え、昭和五十四年、国会が「元号法」を制定した。そして、この法律に基づき、「内閣が政令によつて元号を定め、天皇がその政令を公布する」という現在の法制度が確立したわけである。

昭和から「平成」への改元経過については、関係者らの証言によつて、ほぼ、全容が明らかになつたが、その概要は次の通りである。昭和六十四年一月七日六時三十三分、昭和天皇が崩御され、十時一分、皇居正殿・松の間で「剣璽等承継の儀」「践祚」が「国事行為」として斎行され、今上陛下が即位された。その後、十三時過ぎには、首相官邸大食堂で「元号に関する懇談会（有識者懇談会）」が開催されている。そして、当時の石原官房副長官によれば、八名中六名が、示された「正化」「修文」それに「平成」の三案のうち「平成」を支持、また、小渕官房長官も、「平成」が一位となつたと証言しており、この有識者懇談会で「平成」が新元号の最も有力な「候補」となつたのではないか

と思われる。

その後、衆参両院正副議長への意見伺いがなされるが、それと並行して、十三時二十六分に官邸で「新元号についての全閣僚会議」が開かれ、ここで三案のうち、「平成」の採用が事実上決まった。

これを受けて、官房長官の命を受けた石原官房副長官が、宮内庁の藤森長官に電話を入れ、「『平成』に決まりました。新しい天皇陛下にお伝え申し上げてほしい」と伝え、「承知しました。さつそくに」との返事を得る。こうして、簡略化された形ではあったが、新天皇の「ご聴許」を得ている。

その後、十四時十分から始まつた「臨時閣議」において、正式に「平成」が新元号に決定された。そして直ちに、「政令」が陛下のお手元まで運ばれ、そのあとで、小渕官房長官がテレビカメラの前で「新元号の発表」を行つて。政令は、「元号を平成に改める」「この政令は、公布の日の翌日から施行する」というものであった。

このような経過を経て、十四時四十五分、新天皇が政令に親書され、新元号が公布されている。

来年の御代替りと改元

過去に行われた改元の方法としては、「代始改元」以外に「祥瑞改元」「災異改元」さらに「革年改元」がある。

このうち、「代始改元」は、新天皇がご即位に伴い、国家の安泰と国民の幸福を願つて行われる改元である。歴代天皇は、通例、即位に伴つて改元をされており、第五〇代桓武天皇以降、「平成」まで七十回の「代始改元」があつたが、例外は五方だけであつた。しかも、改元はすべて天皇のご即位後に行われている。

来年の四月三十日には今上陛下がご譲位(退位)され、五月一日、皇太子殿下がご即位される。この御代替りと改元(代始改元)の在り方について、政府の基本的な考え方は、「憲法の趣旨に沿

い、かつ皇室の伝統を尊重」するというものである。そして、「平成の大礼を踏襲して挙行」すると発表した(政府・式典準備委員会)。

そこで考えるに、「憲法」は、天皇を「日本国民統合の象徴」とし、「元号法」は、明治以来の伝統を踏まえ、「一世一元」の制を定めている。それ故、新天皇のご即位後に新元号を制定し、天皇と国民が、「新元号」に込められた理想と願いを共有し、「二つの時代」を共に歩んでいくことこそ、「憲法及び元号法の趣旨」に最も適うのではないか。

また、「元号法」は内閣に「元号制定権」を認めたが、「元号」を定めた「政令の公布」は天皇の国事行為である。しかも「代始改元」の伝統と「一世二元」の制を踏まえるならば、新元号を定めた政令を「公布」されるのは、新天皇以外に考えられないだろう。

さらに、「一世二元」の制の下では、「元号」と「天皇のご存在」は不可分一体の関係にある。にもかかわらず、今上天皇のご在世中に新元号を決定し公示してしまえば、この「不可分一体性」が破壊され

なお、ここでいう「ご聴許」であるが、葦津珍彦氏によれば、「陛下の思召しを賜ること」であり、井原頼明著『増補 皇室事典』では「御聞き届け給ふこと」とされている。

てしまふことにならぬいか。それに、平成の御代が続く中で、新元号を発表してしまうなど、今上陛下に失礼であろう。

読み替えや移行期間で混乱防げ

他方、各省庁等の関係者が苦慮している「国民生活への支障」を最小限に抑えるためには、先の御代替りを参考にし、より改善を図るべきであろう。

例えば、すでに発行済みの証明書類(運転免許証など)の有効期限については、「新元号への読み替え」が可能となるよう、省庁ごとではなく国で法令を定め対応すべきではないか。また、法令によって新元号への「移行期間」を定めておくことなども考えられよう。幸い、来年の御代替りまでには時間的余裕があるのでから、この旨、事前に国民への周知徹底を図るべきである。

今こそ、官民の英知を結集して、元号の伝統を守りつつ国民生活の混乱を抑える方法を見出していくべきではなかろうか。

「國家」を丁寧に語り行動したい

参議院議員 比例代表(全国区)選出
神道政治連盟国会議員懇談会 副幹事長

有村治子
ありむら はるこ



共に歩んで下さる同志の皆様こんにちは。いつも温かい御指導と友情をお示し下さり、本当に有難うございます。来年七月の参議院議員選挙に向けて神道政治連盟をはじめとする全国の神社界の皆様から、篤いご支援を賜っておりますことに、衷心より御礼を申し上げます。

皆様にお育て戴いて参議院の議席を三期お預かりする中で、私が自由民主党を代表して臨んだ本会議場での代表質問や、NHK全国中継のある総理・閣僚への国会質問には、一貫した共通点があります。

われるかもしませんが、実際にはモリ・カケ問題に終始した先の通常国会も含め、激動の世界で日本が生き抜く国家戦略が、国会論戦の中心になつてゐる訳では必ずしもありません。

事実、戦後の日

- ・万世一系の皇統を守ることの価値と、皇位継承の伝統
- ・占領下に制定された憲法の問題点と具体的改正案
- ・歴代総理の歴史認識と戦歿者追悼のあるべき姿
- ・教科書における領土教育の拡充
- ・政治家が二重国籍を持ち続けることの危険性
- ・政教分離の原則と、被災地での「心の復興」の具現化
- ・敬意をはらうべき自国と他国の国旗掲揚の国際マナー
- ・国民に奉仕する公僕としての倫理、国家公務員の働き方改革
- ・国民の食糧安全保障と食の安全

・國民生活の安全、国旗や国歌、国土や領海の保全、日本の国柄など、様々な分野の政治課題を取り上げていますが、常に共通しているのは、「國家」「国民」という日本全体にとっての安全性や公益をどう確保し、具現化するか、という視点です。「国会議員が国家觀を持つのは当然だ」と思





来年七月に行われる参議院 比例代表(全国区)選挙に向けて、神道政治連盟は有村治子さんを推薦しています。

参議院 比例代表(全国区)は、北海道から沖縄まで全国四十七都道府県にお住まいの有権者の皆様に、候補者個人名で投票戴ける選挙制度です。

地に足をつけた政治家として、国家を丁寧に語り、国民的共感を戴ける言動を重ねていきたいです。

るく安全なものになるのでしょうか。
私は課せられた使命は、安易なイデオロギー対立やステレオタイプのレッテル貼りに巻き込まれることなく、日本という国家や、日本人という国民性を真摯に自らの言葉で語り続け、「日本応援団」の共感や支持して下さる世論を、丁寧に紡いでいくことだと考えます。自らの安全と幸せを

念するかゆえに、その土台となる国家の安泰と
国民の安寧について、どうしたら実現できるのか
考えて下さる国民の層を厚くすることです。国
家を丁寧に語るために、自らの政治信条や思
想的立場を主張するだけではなく、学術的にも、
歴史の評価にも耐えうる論拠を生み出す探究が
求められます。

危険なこともあります。戦争の反動で大きく揺れた戦後教育、とりわけ近現代史、アジアの歴史等をいかに教えるかという問題は、イデオロギー対立における右・左双方にとっての核心的論点であり、教育現場においては、先生方がこの単元を教えないことによつて、思想的対立のリスクを回避する風潮も続いてきました。

A black and white photograph showing a woman in a white blazer and striped shirt standing at a podium, speaking into microphones. She is gesturing with her hands as she speaks. Behind her, several men in suits are seated at their desks in what appears to be a legislative assembly room. A nameplate on the podium reads "議長室". The background features ornate wall paneling.



国 の 根 本 法 規 で
正」か「護憲」かの
与野党の激しい攻
その一方で、憲法制
在では、国内外にじ
て いるのか、日本を
なる危機があり、同
府・各政党が考え
て いるのか、という
現実的で冷静かつ
建設的な対話は、
残念ながら日本の
国会がいまだ国民
に提示できていま
せん。時に国家の
盛衰を決するばず
の政治家が、座標
軸のある国家観を
持たずして、果た
して国の未来は明



神政連国会議員懇談会総会・平成三十年中央委員会を開催

自民党の国会議員らを中心超党派で組織されている
神道政治連盟国会議員懇談会(安倍晋三会長)では、去る
六月十二日、東京のホテルニューオータニを会場に、総会並
びに神政連役員らとの合同懇談会を開催しました。会場
には、国議懇会員をはじめ全国の地方議員や都道府県本
部役員など、約四〇〇名が集まり意見交換を行いました。

総会は国議懇事務局長の稻田朋美衆議院議員が司会
を務め、会長代行の中曾根弘
文参議院議員の開会挨拶に続
き、打田文博神道政治連盟会
長が挨拶、重要な課題として
御代替と憲法改正を挙げ、更
なる国民運動を展開してゆ
き、今後も同会と連携を図つて
ゆくと決意を述べました。

その後議事に移り、まず活
動報告として、明年の御代替
動報告として、明年の御代替



公務の合間を縫って
お越し戴きました

名、計二九四名の国会
議員が会員として活躍

しています。また各地方
において二九の自治
体において地方議員連
盟が設立されており、
各都道府県の神政連本
部や神社庁と連携し、それぞれ活動を展開しています。

翌日、神社本庁大講堂において、各都道府県の中央委
員会が開催されました。

開会式では、打田会長の主催者挨拶に続き、来賓の田中
恒清神社本庁総長、高村正彦自由民主党副総裁、稻田朋
美神道政治連盟国会議員懇談会事務局長、小堀邦夫靖國
神社宮司より、それぞれ祝辞を戴きました。

次に、表彰式が行われ、国内外における視察研修及び、
新たに地方議員懇談会を設立した都県本部、多年に亘り
神政連の活動に尽力した一九名の会員と地方議員連盟に
対し表彰状・感謝状がそれぞれ贈呈されました。

議事では、平成二十九年度事業報告、二十八年度一般
会計歳入歳出決算、同特別会計収支計算書、三十年度活

動方針・事業計画案、同一般会計歳入歳出予算案、新副
会長の選出について異議なく承認されました。

平成三十年度の活動方針・事業計画では、明年に控えた
今上陛下の御讓位及び新帝の御即位にかかる一連の諸儀
式が、皇室の伝統を尊重した国家的重儀として執り行わ
れるよう努めてゆくことや、憲法改正推進委員会で纏めた
神道政治連盟憲法改正試案を広く提示し、憲法改正の議
論を深めてゆくことなどが示されました。

議事終了後、明年実施予定の参議院議員選挙にあた
り、比例代表区で推薦する有村治子参議院議員に、推薦
状を交付致しました。有村氏は「神社界御推挙の喜びと重
責を背負い、国家国民のために尽くせるよう万全を尽くし
て、『神道の精神を国政に、日本の心を政策に』という思い
で戦い抜きます」と決意を表明されました。この後、公務の
合間を縫つて駆けつけられた山谷えり
子参議院議員より
挨拶を戴き、明年的
参議院議員選挙に
向け、有村氏を激励されました。

神政連国議懇総会にて中曾根会長代行挨拶



にかかる対応として関係省庁への要請を行つたこと、御代替の諸儀式のあり方等について会員相互で認識を共有するべく勉強会を開催し、この記録を纏めた冊子を作成したことが報告されました。また、憲法改正運動について青年神職と意見交換を行つた旨も併せて報告されました。

今後の活動計画については、勉強会の継続実施、各地の神社参拝や、青年神職との交流会などの企画が示され、異議なく了承されました。

総会終了後の合同懇談会では、田中恆清神社本庁総長の挨拶に続き、国議懇顧問を務める伊吹文明衆議院議員の発声で乾杯。歓談中には、公務の合間を縫つて出席した自民党総裁の安倍晋三会長より挨拶があり、「歴史的な米朝首脳会談が開催され、朝鮮半島の完全な非核化と拉致問題について言及されました。今後も北朝鮮と向き合いながら、日朝における諸問題を解決してゆきたい」と述べました。

尚、神道政治連盟国会議員懇談会では、平成三十年八月二十九日現在、衆議院議員二二一名、参議院議員八三



中央委員会にて打田会長挨拶

神政連が取り組む課題

—最近の動向—

神政連は昭和四十四年に、世界に誇る日本の文化と伝統を後世に正しく伝えることを目的に結成されました。日本らしさ、日本人らしさが忘れられつつある今、「この国に誇りと自信を取り戻すために、私たちはさまざまな問題に取り組んでいます。



皇室

七月二日、宮内庁は高円宮憲仁親王第三女子絢子女王殿下と守谷慧氏との婚約内定を発表しました。慶賀の至りであり、これを契機に、今後、皇室敬慕の念が一層高まることが望まれます。一方、皇室典範の規定にもとづき、御結婚後は皇室を離れることにより、国会内では、皇族減少の観点から、「女性宮家」の創設を巡る議論が、野党を中心に再燃することが危惧されます。この点、本連盟はかねてより、女性宮家創設は万世一系の皇統を途絶えさせる「女系天皇」を容認することにつながると指摘しています。まずは男系男子による万世一系の皇統を護持することの重要性を踏まえて慎重に対応することが求められます。

また、八月一日には、天皇陛下の御譲位と皇太子殿下の御即位にかかる一連の諸儀式等について、準備作業を統括する「皇位繼承式典事務局」が新設されました。加えて、今秋には首相を委員長とする「式典委員会」が設立され、万世一系の皇統を途絶えさせる「女系天皇」を容認することにつながると指摘しています。まずは男系男子による万世一系の皇統を護持することの重要性を踏まえて慎重に対応することが求められます。



憲法改正

自民党は本年三月に開催された党大会に於いて、「自衛隊の憲法明記」など四項目を改正すべき優先項目として発表しました。これら優先項目の議論に先立ち、自民党は「共通投票所」の設置など、改憲手続きを定める国民投票法改正案を取り纏め、前国会での成立を目指していましたが、野党は森友・加計問題

会(仮称)と、官房長官を本部長とする「式典実施連絡本部(仮称)」が設置される予定であり、今後は、御代替にかかる諸儀式等の詳細について検討が加速されます。

本連盟では、御代替の諸儀式が皇室の伝統と皇位の重みを尊重した「国家的重儀」として執り行われるよう、政府及び関係各所に働き掛けるとともに、いわゆる「女性宮家」創設の問題点について、引き続き啓発して参ります。

自民党は本年三月に開催された党大会に於いて、「自衛隊の憲法明記」など四項目を改正すべき優先項目として発表しました。これら優先項目の議論に先立ち、自民党は「共通投票所」の設置など、改憲手続きを定める国民投票法改正案を取り纏め、前国会での成立を目指していましたが、野党は森友・加計問題



安全保障

六月十一日、トランプ米大統領と金正恩朝鮮労働党委員長は、シンガポールで史上初となる米朝首脳会談を行いました。発表された共同声明では北朝鮮が朝鮮半島における「完全非核化」に向け努力することが記されていましたが、非核化の時期や具体策等については触れられておらず、今後、実際に北朝鮮が非核化に向けどのような行動を示すのかが焦点となります。一方、米朝首脳会談を受けて、現在、政府は安倍首相の指示のもと、日朝首脳会談の開催に向け、水面下で調



領土問題

七月一日、我が国固有の領土である、沖縄県・尖閣諸島の周辺海域で、領海侵入を繰り返している中国海警局が中国軍を統括する中央軍事委員会の直轄組織である武系警察部隊の指揮下に入るこれが報じられました。中国国防相の報道官は、「基本任務は変わらない」と説明していますが、日本政府は、海警局と中国海軍の連携による活動の活発化や、武装強化につながる恐れがあるとみて警戒しています。

一方、竹島を巡っては、韓国海軍や海兵隊が、「外部勢力の侵入阻止」を想定して、周辺海域で軍事訓練を実施し、一層実効支配を強めています。また、北方領土においては、ミサイル配備など、ロシア軍による軍事拠点化が進められており、何れも余談を許さない状況です。

本連盟では、政府に対し、我が国固有の領土を守るために毅然とした対応を求めるとともに、引き続き情報収集と発信に努めて参ります。

上映運動に
ご協力を

24時間365日、平和と安全のため活動する
自衛隊を広く理解するため、
全国で上映活動を推進しましょう

自衛隊ドキュメンタリーDVD

「今そこにある危機と自衛隊」

大規模な災害派遣や国際平和協力で高い評価を受け、一方で、北朝鮮のミサイル開発、中国軍艦の領海侵入、そしてロシア機や中国機へのスクランブル発進など、24時間365日、世界と日本の平和と安全のため、活躍する自衛隊の最新活動記録をお伝えします。

【主な内容】

1:[国の守り]日本の平和と安全を守り抜く

- 脅威が増大化する中国・北朝鮮の最新情報
- 奪われた離島奪還のシナリオとは
- 領空侵犯を許さないスクランブル発進の現場
- 北朝鮮のミサイル発進への日本の備えは

2:[国際平和協力]日本を背負って国際貢献

- 中東のシーレーンを守る自衛隊の活動
- 南スーダンPKOで見せた日本式貢献とは

3:[災害派遣]すべては被災者のために

- 阪神淡路大震災で生かされた教訓とは
- 熊本地震や東日本大震災での被災者救援活動
- 自衛隊員の強い使命感の根源にあるものとは



**全国1,741の市区町村で啓発映画の上映会を開催しましょう。
皆様も上映運動にご協力ください。**

【上映運動は1人でも推進する事ができます】

お問い合わせ先にご相談ください。

上映協力金1口1,000円(DVD1本贈呈)

協力金をお振り込みいただいた方に、一口につきDVD一本を贈呈します(送料サービス)。ご活用ください。

【上映会の開催】

皆様の職場、サークル、ご近所やお知り合いの方と自衛隊と憲法のあり方について語り合いましょう。

美しい日本の憲法をつくる 国民の会

【お問い合わせ】

〒102-0093

東京都千代田区平河町1-2-2-4F

電話 03-5213-4323

FAX 03-5212-7201

URL <https://kenpou1000.org/>



〒151-0053 東京都渋谷区代々木1丁目1番2号
電話 03(3379)8282 FAX 03(6629)8321
<http://www.sinseiren.org/>